

ごかの お知らせ

(No.522)

お知らせ

所得の確定申告は3月15日までです

(町民税務課)

平成30年中の所得における確定申告の期日は3月15日(金)までです。

申告を必要とする方で、まだ申告がお済みでない方は、必ず期日内に申告をしてください。

○所得税の申告が必要な方

- ・平成30年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方

・給与を2か所以上から受けている方

・事業所得や不動産所得などがある方で、平成30年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

○町民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、本町に住民登録がある方で、次に該当する方。

- ・所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方
- ・平成30年中の所得がなく、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方(所得がない旨の申告をいただきます)。

○無申告によって起きる問題

・申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、遡って課税され、加算税がかかる場合があります。

・前年所得を算定の基礎とする税(町民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

・所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。

・所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

※所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へもおよぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

乳がん・子宮頸がん集団 検診追加申込みのお知らせ

(健康福祉課)

保健センターで行う乳がん・子宮頸がん検診の追加申込みがあります。受診を希望される方は、追加申込期間に健康福祉課へご連絡ください。

検診日の1週間前に婦人科検診票を郵送しますので、検診日等の内容をご確認ください。

※しこり等の自覚症状がある方は、早めに医療機関にて受診してください。

○検診日 3月16日(土)

○受付時間

・乳がんのみ
午前10時～午前10時30分

・乳がん・子宮頸がん
午後0時30分～午後1時

○受付期間

3月1日(金)～12日(火)
午前9時～午後5時

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006(直通)

「子ども予防接種週間」について

(健康福祉課)

3月1日(金)から3月7日(木)までは、「子ども予防接種週間」です。

母子健康手帳で、接種もれがないかをご確認ください。

①麻疹風しん混合ワクチン

第2期(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)で、まだ、未接種の方は、3月31日(日)までに接種してください。また、1歳になられた方は、早めに接種しましょう。

②日本脳炎

今年度、18歳(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)で第2期接種が未接種の方、また、3歳になられた方は、早めに接種しましょう。

③二種混合ワクチン

対象者は、11歳以上13歳未満の方です。未接種の方は、早めに接種しましょう。

※予診票が見当たらない方は、再交付しますので、母子健康手帳を持参のうえ、健康福祉課⑤窓口までお越しください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006(直通)